

文京区の被害想定

■ 前提とする地震

- ・ 災害対策本部における文京区での被害が最大となり、文京区地域防災計画において前提としている「東京湾北部地震マグニチュード (M) 7.3」を、本計画においても前提とする。
《震度》 区の 88.1%が震度6強、11.9%が震度6弱となる。

■ 被害状況の想定(冬の夕方 18 時、風速 8m/秒)

建物被害	全壊	3,602 棟	帰宅困難者数	131,632 人	
	半壊	7,307 棟			
人的被害	死者	253 人	ライフライン被害	電力(停電率)	30.2%
	うち避難行動要支援者死者数	81 人		通信(不通率)	7.6%
	負傷者	4,217 人		ガス(供給支障率)	2.3~100.0%
避難所生活者数	40,213 人		上水道(断水率)	38.5%	
自力脱出困難者発生数	1,592 人		下水道(管渠被害率)	29.6%	
			震災廃棄物	107 万t	

業務執行体制の整備

■ 指揮命令系統の確立

- ・ 災害対策本部における本部長の職務代理者は、①副区長②教育委員会教育長とする。
- ・ 災対各部における部長の職務を代理する者は、部長補佐となっている者で、代理順位は、通常の行政組織における組織の順位によることを原則とする。

■ 業務対応可能人員(令和元年度調査時点)

- ・ 勤務時間における対応可能人員は、1,520 人である。
- ・ 平日夜間・休日等における対応可能人数は、発災3時間以内 273 人、発災4時間以内 351 人、発災5時間以内 388 人である。

業務の執行環境

■ 代替施設等の特定

- ・ 防災センター(文京シビックセンター15 階)は、事業継続計画で前提とする規模の耐震性は確保されているが、防災センターが一時的に使用できない場合は、文京シビックセンター5階を災害対策本部機能の代替・補完場所とする。また、文京シビックセンターが一時的に使用できない場合は、災害対策本部の運営を継続するため、文京スポーツセンターを代替施設として使用する。

■ 電気、水、食料等の確保

- ・ 非常用電源は、小型発電機や備蓄燃料の適切な配備に努める。また、燃料を増量する場合は、消防法令上の規制を遵守し、燃料の供給は、協定締結団体の協力により対応する。
- ・ 水、食料等については、一日分の配付のほか、一定量の備蓄に努めるとともに、職員自身が備蓄を行うことを周知する。
- ・ トイレについては、新設する施設等へのマンホール直結型トイレの整備や簡易トイレの備蓄を進めるとともに、職員自自身が簡易トイレを防災用品の一つとすることを促していく。

■ 多様な通信手段の確保

- ・ 構内交換設備経由の内線電話、災害時優先電話、防災行政無線電話、移動型防災行政無線等を活用するとともに、災害情報システムの活用を検討し、多様な通信手段の確保に努める。

■ 重要な行政データのバックアップ

- ・ 本庁舎内マシン室内のサーバー機器は、冗長構成等による二重化がなされるとともに、クラウドサービスを用いたバックアップサイトに接続し、証明書発行サービスやバックアップに保存したファイルサーバーの運用が可能となるなど、システム運用継続の確保を図っている。
- ・ 各課で管理しているシステムについても、環境の整備やデータ保全の対策を引き続き講じる必要がある。

文京区事業継続計画【震災編】Ver.3(概要版)

事業継続計画に係る基本事項

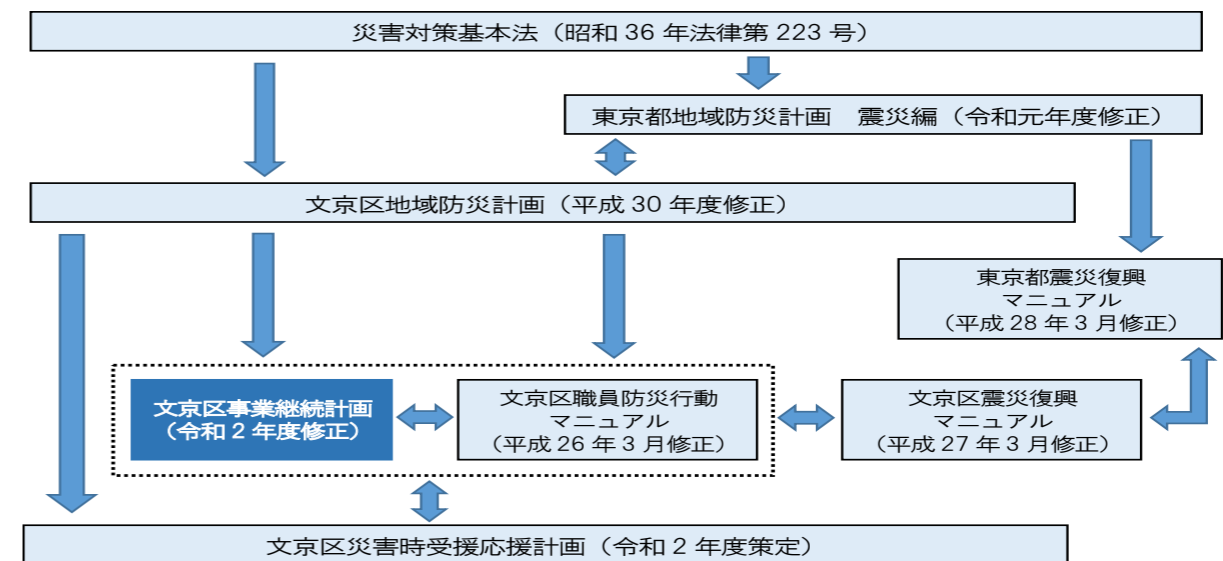
■ 計画の目的

本計画は、地震による大規模災害により区の行政機能が低下しても、住民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持するために、優先して実施する業務を明確にするとともに、必要な資源の確保や業務の実施体制を定め、業務の継続又は早期再開につなげることを目的とする。

■ 計画策定の経緯

- 区は、文京区地域防災計画(平成 19 年度修正)の中で、東京都が「都政の BCP(東京都事業継続計画)〈地震編〉」を策定した後に、文京区事業継続計画を策定することとし、平成 23 年6月に「文京区事業継続計画【震災編】(Ver.1)」を策定した。
- 平成 23 年3月 11 日に発生した東日本大震災を通して明らかになった課題から、防災対策を見直す必要性が高まり、平成 24 年度に文京区地域防災計画を修正した。続く平成 25 年度には、「文京区事業継続計画【震災編】(Ver.2)」(平成 26 年3月)に修正した。
- 平成 28 年4月 14 日に発生した熊本地震の状況と本区の災害対策の現状を踏まえた検討の中で、「実行性の高い受援計画の策定」と「事業継続計画の検討」を課題として挙げており、文京区災害時受援計画の策定に合わせて「文京区事業継続計画【震災編】(Ver.3)」(令和3年3月)に修正した。

■ 計画の位置付け



■ 事業継続の基本方針

大規模災害時における非常時優先業務については、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- 方針1** 地震による甚大な被害が発生した場合は、区の地域及び区民の生命・財産を災害から保護するため、地域防災計画による災害応急対策業務を最優先に遂行する。
- 方針2** 発災から 72 時間までは、人命に係る災害応急対策業務に重点を置くことになるため、区民の生活及び区有施設の維持管理に著しい影響を与える業務以外は、休止・縮小する。その後、災害応急対策業務等に影響を与えない範囲で順次、業務の再開・拡大を目指す。
- 方針3** 休止・縮小をする業務は、平常時における重要性をもって判断するのではなく、区民の生活の維持等に係る重要度をもって判断する。
- 方針4** 非常時優先業務に必要な人員及び資機材の配分は、全庁横断的に行う。
- 方針5** 非常時優先業務の遂行に不足する人的・物的資源は、公共的団体及び区民等の外部からの支援により確保する。

区の実施する非常時優先業務

非常時優先業務は、「応急業務」と「優先度の高い通常業務」の二つの業務から成る。応急業務は、区民や区内の被災者に対し、生命、身体及び財産の維持のために行う災害応急対策業務、優先度の高い復旧・復興業務及び優先度の高い発災後の他の新規発生業務である。

優先度の高い通常業務は、全ての通常業務を洗い出し、住民生活への影響等を念頭に、(1) 住民の生命及び財産への影響、(2) 地域内の経済活動への影響、(3) 法令の適切な運用、(4) 都市機能維持への影響の四つの判断基準に基づき選定した。

■ 応急業務一覧(一部抜粋)

災対各部	3時間以内 (優先度A)	24時間以内 (優先度B)	3日以内 (優先度C)	1週間以内 (優先度D)	2週間以内 (優先度E)	1か月以内 (優先度F)
災対本部事務局	●本部の庶務及び統括 ●東京都災害対策本部及び関係機関との連絡 ●応援要請業務	●本部の指示及び要請の発議				
災対情報部	●防災行政無線の管理及び統制	●情報の収集及び整理 ●本部の指示、要請及び情報の伝達 ★広報活動	★広聴活動 ●災害対策予算		●災害復旧及び復興計画の立案	
災対総務部	●職員の配置及び支援 ★所管施設の災害対策及び復旧等	●支援職員等の受入れ ●区議会への対応	●現金及び物品の出納及び保管 ★区有施設の被害調査の統括			
災対区民部		★地域における情報収集、救出及び救護活動 ★帰宅困難者の支援	●一般ボランティアの受入れ、総合調整及び活動支援 ★救援物資及び食糧の受入れ、保管及び配分		★住家被害認定調査 ★り災証明書の発行 ★義援金品等の支給 ●融資等の支援対策	
避難所運営部	★避難所の開設及び運営管理	★学校教育施設の災害対策及び復旧 ★妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理	★児童施設の災害対策及び復旧等 ★区立図書館の災害対策及び復旧等		●国民健康保険料の減免又は徴収猶予 ●区税等の徴収猶予又は減額若しくは免除	●被災した児童及び生徒への学用品等の支給
災対保育部	●園児の避難対策		★保育所等の災害対策及び復旧等 ★保育再開準備			
医療救護部		★医療、助産及び応急救護 ★医療資器材、医薬品等の調達、保管及び輸送	★被災者の健康管理 ★動物救護活動 ★遺体の身元確認			
災対福祉部			★要配慮者の安全対策及び支援 ★福祉避難所の運営管理 ★遺体及び行方不明者の捜索及び収容		★義援金品等の配付 ★災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給	★応急仮設住宅の運営管理
災対建築部 (災対復旧部)	★区有施設の危険度判定及び応急修理		★建築物及び宅地の危険度判定 ★崖及び擁壁の応急対策(区有)	★応急仮設住宅の建設及び管理 ★住宅の応急修理	★倒壊建物の解体及び処理 ●災害復旧工事(区有施設)	●災害街区の復興計画
災対土木部		★障害物の除去 ●備蓄物資、救援物資、食糧及び資材の輸送	★公園等の災害対策及び復旧等		★教育活動の再開	
災対教育部	●避難所の運営管理に関する連絡及び調整 ●園児等の避難計画	●学校及び幼稚園等との連絡及び調整 ★所管施設の災害対策及び復旧等	★文化財の災害対策及び被害調査		★教育活動の再開	

★は、受援対象業務

■ 優先度の高い通常業務一覧(一部抜粋)

各部	3時間以内 (優先度A)	24時間以内 (優先度B)	3日以内 (優先度C)	1週間以内 (優先度D)	1か月以内 (優先度E)	1か月以内 (優先度F)
企画政策部	●ホームページ運用 ●内部情報システムの運営		●予算の総括	●住民情報システムの運営 ●都区財政調整・資金調達		
総務部	●安心・防災メールによる情報配信		●購買契約事務	●職員の安全衛生 ●防犯対策	●契約関係事務(請負契約等) ●特別区民税・都民税賦課事務	●給与支給事務(正規職員及び会計年度任用職員) ●公務災害補償
区民部		●戸籍関係事務(受付・審査・記載決裁)	●住民票異動・印鑑登録事務(受付・入力・審査) ●各種証明発行事務	●中小企業等資金融資あっせん		●収容施設業務
福祉部		●心身障害者(児)短期保護事業		●民生・児童委員関係事務 ●障害者基幹相談支援センター運営	●後期高齢者医療制度資格事務 ●後期高齢者医療制度給付事務	●区営住宅等各種住宅の管理運営 ●在宅高齢者支援
子ども家庭部	●保育園情報の配信(保育園情報配信システム)		●総合相談事業	●区立保育園の運営(特定園)		
保健衛生部	●感染症対策	●食中毒対策 ●微生物検査業務		●食品衛生監視 ●母子健康手帳交付	●狂犬病予防	●地域安心生活支援事業 ●メンタルヘルス
都市計画部						●区民住宅等各種住宅の管理運営 ●建築指導事務
土木部				●交通安全対策		●道路維持工事 ●街路灯・保安灯維持
資源環境部			●廃棄物の収集・運搬(可燃ごみ) ●公害対策		●廃棄物の収集・運搬(不燃ごみ等)	
施設管理部	●文京シビックセンター維持管理	●区有施設維持管理	●区有施設整備			
会計管理室			●出納事務・書類審査事務			
教育推進部	●学校・幼稚園等情報の配信(学校・幼稚園等情報配信システム)		●校舎等各種整備(小・中・幼)	●区立学校・幼稚園運営管理	●就学入園事務 ●児童発達支援・放課後等デイサービス	●学童保育事業 ●児童館等運営